

令和 6 年 (2024 年) 7 月 25 日 改正

第6条 所定の講習検定会を修了した者には、公認旗門審判員として、本連盟より資格が与えられ、公認証を授与する。 第7条 公認資格取得者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料を納入する。ただし、年次登録料については免除する。 第8条 講習検定会に関する一切の事務処理は、開催地元の加盟団体が当たり、終了後2週間以内に本連盟へ受講者名簿を送付し、公認料を納入しなければならない。 第9条 講習検定会開催に要する費用は、開催地元負担とし、講師の旅費は、本連盟の負担とする。ただし、講習検定会の受講料は、開催地元において定めるものとする。 第10条 公認旗門審判員は、資格取得後も2年に1回、近くで行われる講習検定会に参加して新しい知識を求め、競技の判定に研鑽するものとし、地方にあっては、他の旗門審判員に対して指導的役割を果たすよう務めるものとする。 第11条 公認旗門審判員は、本連盟と会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき及び競技会開催の協力要請に対して、理由なくしてこれを拒否したり、前条の研鑽を怠たるなど、その責任を保てないと判定した場合は、本連盟理事会の議決により資格を喪失するものとする。 第12条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。 平成27年12月15日 改正	<u>(資格の付与と公認料)</u> 第7条 所定の講習会を修了した者には、公認旗門審判員として、本連盟より資格が与えられる。 第8条 公認資格取得者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料を納入する。ただし、年次登録料については免除する。 第9条 講習会に関する一切の事務処理は、開催する団体が当たり、終了後2週間以内に本連盟へ受講者名簿を送付し、公認料を納入しなければならない。 <u>(経費等)</u> 第10条 講習会開催に要する費用は、開催する団体が負担する。また、受講料は開催する団体において定めるものとする。 <u>(技能の維持)</u> 第11条 公認旗門審判員は、資格取得後も2年に1回、近くで行われる講習会に参加して新しい知識を求め、競技の判定に研鑽するものとし、他の旗門審判員に対して指導的役割を果たすよう務めるものとする。 <u>(資格の喪失)</u> 第12条 公認旗門審判員は、本連盟と会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき及び競技会開催の協力要請に対して、理由なくしてこれを拒否したり、前条の研鑽を怠たるなど、その責任を保てないと判定した場合は、本連盟理事会の議決により資格を喪失するものとする。 <u>(規程の変更)</u> 第13条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。 平成27年12月15日 改正 令和6年7月25日 改正	確にする 表題を追加 公認証は省く 開催地元を開催する団体に整理 表題の追加 講師の旅費および検定料について現状に合うように見直した 表題の追加 地方という表現を削除 表題の追加 表題の追加
--	--	---